

共生型地域密着型通所介護/介護予防通所サービス

地球(ほし)のかけら 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社デイベンロイ(以下「事業者」という。)が開設する地球(ほし)のかけら (以下「事業所」という。)が行う共生型地域密着型通所介護及び共生型介護予防通所サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者もしくは事業対象者(以下「利用者」という。)に対し、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な共生型地域密着型通所介護又は共生型介護予防通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 共生型地域密着型通所介護の提供に当たっては、事業所の従業員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
2. 共生型介護予防通所サービスの提供に当たっては、事業所の従業員は、要支援者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 地球(ほし)のかけら
- (2) 所在地 沼津市東椎路 1640-10

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 必要に応じ配置
生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等との連絡調整を行う。
- (3) 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
- (4) 介護職員 2名以上
介護職員は、入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月30日から1月3日まで）を除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。
- (4) 延長サービスの有無 あり

(共生型地域密着型通所介護及び共生型介護予防通所サービスの利用定員)

第6条 共生型地域密着型通所介護及び共生型介護予防通所サービスの利用定員は次の通りとする。

1単位 (午前9時30分～午後16時30分) 定員10名

(共生型地域密着型通所介護及び共生型介護予防通所サービスの内容)

第7条 共生型地域密着型通所介護及び共生型介護予防通所サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴(シャワー浴)
- (3) 日常生活動作の機能訓練
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 日常生活における相談及び助言
- (7) その他日常生活上の援助

(利用料等)

第8条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、利用者負担額は指定地域密着型通所介護に係る費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる居宅サービス費の額を控除して得た額とする。指定介護予防通所サービスを提供した場合の利用料の額は、沼津市の要綱で定める額とし、利用者負担額は指定介護予防通所サービスに係る費用基準額から当該指定介護予防通所サービス事業者を支払われる第一号事業支給費の額を控除して得た額とする。

2. 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 食費 昼食代実費相当、おやつ代150円
- (2) おむつ代等 紙おむつ1枚50円、パッド1枚30円
- (3) シャワー代 500円
- (4) ビニール袋代 300円 /年
- (5) 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用
通常の事業の実施地域を越えた地点から、
活動費

行事等の活動にかかる費用が生じた場合、実費相当を徴収する。また、日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、沼津市とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、共生型地域密着型通所介護又は共生型介護予防通所サービスの提供を受ける際に、次の事項に留意するものとする。

- (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出るものとする。

(2) 共用の施設・設備は、従業者の指示に従い、他の利用者の迷惑にならないよう利用するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び利用者の家族等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告するものとする。

(1) 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 事業者は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

(1) 非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等の訓練を行う。

(衛生管理等)

第 13 条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるものとする。

(1) 感染及び食中毒の予防、まん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底する。

(2) 事業所において、従業者に対し感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための訓練を定期的実施する。

(感染症の予防及び蔓延の防止のための措置)

第 14 条 感染症が発生し、またはまん延しないように次に掲げる措置を講じる。

2. 感染症及びまん延防止のための指針を整備する。

3. 感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第 15 条 事業者は、共生型地域密着型通所介護又は共生型介護予防通所サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2. 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(苦情処理等)

第 16 条 事業者は、提供した共生型地域密着型通所介護又は共生型介護予防通所サービスに係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

2. 事業者は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 17 条 事業所は、虐待発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための指針を整備する。

(2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための責任者の選定及び虐待防止委員会の設置。

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市長村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第 18 条 事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急でやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）は行わない。

(1) やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(カスタマーハラスメントに関する事項)

第 19 条 事業所はカスタマーハラスメントから職員を守り、すべての職員に気持ちよく働ける環境を提供し、生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

(その他運営についての重要事項)

第 19 条 事業者は、従業員の質的向上を図るための研修制度を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2. 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 事業者は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員ではなくなった後においてもこれからの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含めるものとする。

4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

この改定は、令和 6 年 9 月 6 日から施行する。

この改定は、令和 7 年 1 月 20 日から施行する。

この改定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。